請求日：　　年　　月　　日

八幡市教育委員会教育長　様

施設等利用費請求書

【請求期間：　令和　　年　　月～　令和　　年　　月分】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等使用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定こどもが、八幡市内に居住していることを八幡市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを八幡市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を八幡市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を八幡市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ		生年月日	年　　月　　日
氏名 （自署の場合は押印不要）	印		
現住所	〒 電話：		

2. 認定子ども（認定子どもごとに請求してください）

フリガナ		在園施設名 （主な利用施設）	
氏名		生年月日	年　　月　　日
認定番号		認定区分	□　２号　　□　３号
請求期間の 住所について	□　転入した　□　転出した	転入または転出に該当する場合は 転入・転出日を記入	年　　月　　日

3. 償還払いの振込先を記入してください。（原則、施設等利用給付認定保護者名義の口座としてください。）

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合　　支店・ 出張所		
預金種別	□　普通　□　当座	口座番号	
口座名義		口座名義 （カタカナ）	

※施設等利用給付認定保護者（請求者）と振込先の口座名義人が異なる場合は、下記の委任状をご記入ください。

委任状

令和　　年　　月　　日

あて先　八幡市教育委員会教育長

私は、施設等利用費の受領に関する権限を次の者に委任します。

委任者（施設等利用給付認定保護者）	受任者（振込先の口座名義人）
氏名 （自署）	氏名

施設等利用給付認定保護者（請求者）と口座名義人が同一の場合は委任状は不要です。

＜裏面も記入してください＞

4. 請求にかかる事業についてご記入ください。

	施設名等	事業名（当てはまるものに☑）	所在する市町村（八幡市の場合は記入不要）
①		□ 幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育 □ 認可外保育施設 □ 病児保育事業 □ 一時預かり事業 □ 子育て援助活動支援事業	都・道 府・県　市・町 村
	施設名等	事業名（当てはまるものに☑）	所在する市町村
②		□ 幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育 □ 認可外保育施設 □ 病児保育事業 □ 一時預かり事業 □ 子育て援助活動支援事業	都・道 府・県　市・町 村
	施設名等	事業名（当てはまるものに☑）	所在する市町村
②		□ 幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育 □ 認可外保育施設 □ 病児保育事業 □ 一時預かり事業 □ 子育て援助活動支援事業	都・道 府・県　市・町 村

5. 請求の内訳を記入してください。（在籍状況により①または②のいずれかにご記入ください。）

① 幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部に在籍している場合

利用年月	在籍園の預かり保育事業				下記事業に支払った金額 認可外施設 病児保育事業 一時預かり事業 子育て援助活動支援事業 ※1 （E）	請求額 （「D＋E」か月額上限額の低い方）
	施設に支払った金額 （A）	利用日数 （B）	対象額 （C＝450円×B）	AとCの金額の低い方を記入 （D）		
年　月分	円	日	円	円	円	円
年　月分	円	日	円	円	円	円
年　月分	円	日	円	円	円	円

※1 在籍園の預かり保育事業が「教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満」又は「年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数が200日未満」の場合のみ対象になります。在籍園の預かり保育事業の詳細については、各園にお尋ねください。

② 上記①に該当しない場合

利用年月	認可外保育施設に支払った月額利用料（保育料）※2 （A）	病児保育・一時預かり事業・子育て援助活動支援事業に支払った月額利用料合計 （B）	支払額合計 （C＝A＋B）	月額上限額 （D）	請求額 （CとDを比較して小さい方）
年　月分	円	円	円	円	円
年　月分	円	円	円	円	円
年　月分	円	円	円	円	円

※2 利用料の設定が月単位を超える場合（四半期、前期・後期等）は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。（小数点以下、切り捨て）

月額上限額は、下表のとおりです

	2号認定（3歳児以上）	3号認定（3歳児未満）
① 幼稚園、認定こども園等に在籍している場合	11,300円	16,300円
② 上記①に該当しない場合	37,000円	42,000円

なお、月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合は次のとおりとなります。

・月途中で認定期間が終了する場合又は別の市町村へ転出する場合の限度額
　月額上限額×転出日又は認定期間が終了するまでの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合又は別の市町村から転入した場合の限度額
　月額上限額×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

6. 次の書類を添付してください。

支払った金額を証明する下記いずれかの書類
・『特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書』または『特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収済通知書』
・子育て援助活動支援事業の場合は『活動報告書兼特定子ども・子育て支援提供証明書』